

資料名	入札説明書
-----	-------

番号	タイトル	該当 頁	該当箇所（見出し記号）						質問	回答
			見出し 階層1	見出し 階層2	見出し 階層3	見出し 階層4	見出し 階層5	見出し 階層6		
例	〇〇〇〇	7	第3	3	(3)	①	エ	A)	〇〇〇〇	
1	建替住宅関連 図（参考図）								提供いただいた建替住宅関連図（参考図）のCADデータを追加で提供いただくことは可能ですか。	入札期間中のCADデータの提供は予定しておりません。なお、仮契約後の提供は可能ですが、データの利用等によって生じる責任及び損害（第三者の権利の侵害も含む。）については、すべて受注者の負担となります。
2	事業者の募集 及び選定に関 する事項	5	第3	3	(1)	③			設計企業と監理企業の管理技術者の兼務は認めないとありますが、電気・設備の主任担当技術者は、設計・監理を兼務可能と考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
3	物価変動	17	第4	2					物価変動によるコストの変動を実行する際、コスト変動の基となる入札時の価格の根拠をどのように証明するのでしょうか？（市場単価等を証明するには、刊行物にて確認できますが、見積単価の場合 元見積の根拠を照明するのが困難なのは？）	物価変動は、物価指数等に基づき発注者及び受注者が協議することとなります。なお、賃金又は物価の変動に基づく施設整備業務費の変更についての条件は、市営中原上宿住宅建替整備事業契約書（案）第29条に記載のとおりです。

資料名	要求水準書
-----	-------

番号	タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問	回答
			見出し階層1	見出し階層2	見出し階層3	見出し階層4	見出し階層5	見出し階層6		
例	〇〇〇〇	7	第3	3	(3)	①	エ	A)	〇〇〇〇	
1	要求水準書	16	4	(1)	①	イ			杭については、全て撤去するとありますが、既存図にはありません。どこを対象としているか、本数及び形状のご教示願います。	杭については、（添付資料9）既存住宅の平面図等（参考図）_Part2の9ページに杭位置図が記載されております。必要に応じて建築住宅課の窓口で既存図（原本）を閲覧できますので確認してください。また、既存図の不明瞭な箇所に関りカメラ等で撮影することを認めますが、印刷や貸出等は行っておりません。
2	太陽光発電	6	第3	2	(1)				太陽光発電で発電した電力は、共用設備に供給し、余剰電力は売電するとありますが、余剰電力売電は必須条件でしょうか？	余剰電力の売電は必須条件となります。
3	ごみステーション	8	第3	2	(5)				既存の「ごみステーション」は、近隣住民の方も利用されていますか？	近隣住民の方も利用しております。また、現時点では整備後も利用する予定です。
4	測量調査	13	第4	2	(2)				「本事業に必要な測量調査は、必要な時期に適切に実施すること」とありますが、資料⑦に「市有地現況測量図」があります。基本的にこれを正とし、現況との実測確認を行う考えで問題ないでしょうか？ また、現状の境界杭は隣接者が了解確定しているものでしょうか？	お見込みのとおりです。
5	周辺家屋調査	13	第4	2	(3)				「周辺家屋調査」について、どの範囲まで調査するのか 市としての考えあればご教示願います。	要求水準書に記載のとおり、周辺家屋に影響があった場合は受注者の責任で補償・修繕等の対応していただく必要があることから、調査範囲についてはこれらを踏まえ要求水準書に記載の内容を履行するに当たり必要となる範囲を受注者が適切に判断のうえ実施し市へ報告する必要があります。なお、入札説明書P17第4-2「予測されるリスクと責任分担」に記載のとおり、工事の影響により周辺家屋が損傷した場合における第三者への賠償、訴訟、苦情等に係る責任及び損害等は、すべて受注者の負担となります。
6	電波障害	13	第4	2	(4)				「～調査の結果必要となった電波障害対策工事は、事業者の責任において、速やかに行うこと。」とありますが、調査結果を確認しない限り対策工事は不明であります。よって調査までを本工事とし、対策工事は別途としていただきたい。	要求水準書P7第3-2 (2) ③「住棟の高さ・規模は電波障害に配慮する」に記載のとおり、電波障害を踏まえた計画としていただきますが、電波障害が発生した場合は受注者の責任で対策工事等の対応していただきます。なお、入札説明書P17第4-2「予測されるリスクと責任分担」に記載のとおり、工事の影響により電波障害が発生した場合における第三者への賠償、訴訟、苦情等に係る責任及び損害等はすべて受注者の負担となります。既存建物での電波障害の対応及び障害は把握しておりません。
7	アスベスト含有材の調査	13	第4	2	(5)				「～必要に応じて分析調査等を行うこと。なお、市が調査した結果は『添付資料6石綿分析結果報告書の概要書』のとおり。」とありますが、これは その資料を基に関係法令に則り請負業者が調査不要と判断すれば調査を行わなくてもよいと考えてよろしいでしょうか？	公表している調査結果は、市が専門業者に委託して実施した限定的な参考調査となります。調査結果を使用することに伴う責任はすべて受注者の負担となりますので、使用する場合は専門業者（有資格者）と使用方法等について十分調整を行ってください。なお、公表している調査結果も含め解体する全てのものについて受注者が関係法令等に基づき事前調査を行い市へ調査結果を報告する必要があります。

番号	タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問	回答
			見出し 階層1	見出し 階層2	見出し 階層3	見出し 階層4	見出し 階層5	見出し 階層6		
8	埋蔵文化財	13	第4	2	(6)				「埋蔵文化財調査については、令和4年7月に試掘確認調査を実施済みであり、検出遺構、出土遺物は検出されなかった」とあります。埋蔵文化財調査については、改めて行政相談・指導のもと対応するとして、埋蔵文化財が検出された場合の対策費は別途の考えでよろしいでしょうか？	埋蔵文化財の調査は、実施の必要がないことを所管課で確認しておりますが、再度受注者においても調査業務として確認してください。なお、工事期間中に埋蔵文化財が検出された場合は別途協議となります。
9	PCBの調査	14	第4	2	(8)				「～高濃度PCB含有設備は市が処分済みである。」とありますが、それ以外にPCBが含有されていると考えられる設備があればご教示ください。	低濃度PCB含有の恐れがあるものとして、シーリングが想定されます。シーリングを含め含有の恐れがあるものについては、受注者でPCBの含有調査を行っていただき、含有量が0.5mg/kgを超えるものが確認された場合は市が処分を行います。なお、含有量が0.5mg/kg以下のものは受注者で適切に処分することとなります。
10	既存住宅の解体除却	16	第4	4	(1)	①	ア		「次に示す事業用地内の既存住宅及び付帯施設等（～）を解体除却する。ただし、市と協議して建替住宅の整備の障害とならないものについては、この限りではない。」とあります。その文言通り 整備事業に支障が無ければ、基礎・消防水利・し尿浄化槽等の全部若しくはその一部を残置にしても良いと考えてよろしいでしょうか？	原則、すべて撤去とします。ただし、市として整備事業に支障がないことを確認出来たものなど特段の理由がある場合は別途協議とします。
11	既存住宅の解体除却	16	第4	4	(1)	①	ア		上記に同じく 消防水利や既存フェンス等について、解体することにより隣地（道路含む）への影響大と考えられる工作物は、全部若しくはその一部を残置にしても良いと考えてよろしいでしょうか？	N010の回答を参照してください。
12	既存住宅の解体除却	16	第4	4	(1)	①	ア		上記に同じく 杭について、引き抜くことにより地盤の安定性が悪くなることも懸念されます。また、近隣に与える影響大と考えられる場合、全部若しくはその一部を残置にしても良いと考えてよろしいでしょうか？	N010の回答を参照してください。
13	添付資料6 石綿分析 調査結果		2	2-1	8				「セメント円筒」と表記ありますが、既存図面を見ても詳細が不明です。パイプ状のものがパイプシャフト内に配管されており、それを人力で取外しできるものと考えてよろしいでしょうか？ 現状どのような状態かご教示ください。（RC躯体内部に設置されている場合、撤去費用増大となり注意必要） また、箇所数もご教示ください。	現地確認ができる日を設けますので必要に応じて確認してください。日時及び方法等について別途公表します。
14	添付資料9 既存図面 配置図								配置図に「消化水槽」らしきものが見受けられますが詳細不明です。大きさを教えてください。	現地確認ができる日を設けますので必要に応じて確認してください。日時及び方法等について別途公表します。なお、参考として市の現地調査では、W4.2m×D3.0m×H2.5m程度となっています。
15	添付資料9 既存図面 杭（図番26-14）								杭の詳細について、図面が不明瞭で読み取れません。RC杭：φ300：L=6m：90本、φ300：L=7m：2本でよろしいでしょうか？ また、杭天端はGL-800～900程度と考えてよろしいでしょうか？	N01の回答を参照してください。

資料名	様式集
-----	-----

番号	タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問	回答
			見出し階層1	見出し階層2	見出し階層3	見出し階層4	見出し階層5	見出し階層6		
例	〇〇〇〇	7	第3	3	(3)	①	エ	A)	〇〇〇〇	
1	様式集	28	様式3-5						注3 様式4-2～・・・とありますが、提案内容の概算事業費の算出が難しい為、別紙添付の入力したもので宜しいでしょうか、もしくは、記入例のご指示をお願い致します。	様式3-5の注5にあるとおり、概算事業費については、技術提案として様式4-2～4-6に記載された内容が技術提案に相応しくない参考項目（不適合）に示す事業費や維持管理費の大幅な増加を伴う提案に該当するか判断するためのものです。そのため、事業全体の内訳ではなく、提案内容の実施に要する概算事業費を提案ごとに記載していただき、「技術提案」に関連しない業務の事業費は記入していただく必要はありません。なお、概算事業費の計上が困難なものや不明なものについては、「0円」（困難又は不明等）と記載してください。
2	様式集	56	様式7-2						注) 2・・・その根拠が明確である事とは内訳明細書を添付するという解釈で宜しいでしょうか、ご指示願います。	お見込みのとおりです。
3	様式2-5	15							電気・設備主任担当技術者を下請人に委託する場合、下請人の所属する会社について必要な添付図書はありますか？ また、その下請人が個人営業の場合の必要図書についてもご教示ください。	電気・設備主任担当技術者を下請人に委託する場合は、様式2-5の添付書類のうち「1、9、10、11、12」の書類を提出してください。また、その下請人が個人営業の場合には、上記提出書類の「10、12」を個人事業開業届出書に置き換えて提出してください。
4	様式2-5	15	1						会社概要の必要機材事項をご教示ください。	会社概要の必要記載事項は、会社名、代表者名、所在地、設立年月、創業年月、資本金、従業員数、常勤従業員数（内技術職員数）、主な業務内容等が記載されたものを提出してください。様式は、任意で構いません。
5	様式2-5	15	10						下請人の主任担当技術者が個人営業の場合、雇用関係が証明できる資料を個人事業開業届出書の提出としてもよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
6	様式3-5	28							様式4-2～4-6に記載する技術提案が事業費の大幅な増加につながらないことを確認するために、様式3-5「概算事業費」にその係る費用を記入するようですが、例えば「太陽光発電設備」の提案は必須であり、その設置費用全ての金額を記入するというのでしょうか？	お見込みのとおりです。
7	様式2-8	20	9	1					業務名については設計・建設・工事監理の3項目でよろしいでしょうか。入札説明書 P2 7事業範囲の項目をすべて記入した方がよろしいでしょうか	様式2-8の第9条第1項にある（業務名）は、それぞれ設計業務、建設業務、工事監理業務としてください。

資料名	落札者決定基準
-----	---------

番号	タイトル	該当 頁	該当箇所（見出し記号）						質問	回答
			見出し 階層1	見出し 階層2	見出し 階層3	見出し 階層4	見出し 階層5	見出し 階層6		
例	〇〇〇〇	7	第3	3	(3)	①	エ	A)	〇〇〇〇	
1	落札者決定基準	5	②	ア	9				吸収合併した子会社の優良工事表彰の受賞実績を当社実績としてあげても構わないでしょうか、ご指示願います。	法令等に基づく権利義務の承継を行った場合には実績としてあげていただいて構いません。ただし、合併契約書の写し、存続会社と消滅会社の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写しなど、吸収合併したことを証明する書類を添付してください。
2	技術提案	4	第3	1	(2)	①			技術提案に相応しくない参考項目例（不適合）に「事業費や維持管理費等の大幅な増加を伴う提案」とありますが、その目安がよくわかりません。具体的な金額があればご教示ください。	技術提案の内容によるため目安となる具体的な金額はありません。事業費については、技術提案の内容を実施した場合に予定価格を上回らないことが前提となります。なお、維持管理費等の増加に関しては、維持管理費等の増加を上回るメリットがあることが前提となるため、市が実施のメリットを明確に確認できないもの等については不適合とみなします。
3	市内企業下請けへの活用【施工】	6	第3	1	(2)	③	15		施工に関して、入札金額に対する平塚市内に主たる事業所を置く企業への下請け発注予定金額の比率によって総合評価の得点が配分されています。ここでいう「入札金額」とは、様式7-2の「建替住宅建設費」と「共同施設整備費」を合算した金額が該当すると考えてよろしいでしょうか？	様式7-2の「市営住宅等整備費」となります。
4	市内生産品の活用【施工】	6	第3	1	(2)	③	16		施工に関して、入札金額に対する平塚市内に主たる事業所を置く企業の材料等の市内生産品の採用予定額の比率によって総合評価の得点が配分されています。ここでいう「入札金額」とは、様式7-2の「建替住宅建設費」と「共同施設整備費」を合算した金額が該当すると考えてよろしいでしょうか？	N03の回答を参照してください。
5	評価の方法	7	第4	1					今回は総合評価方式の入札ですが、平塚市が別に定める「低価格入札に係る条件明示書」は適用されますか？適用される場合、「調査基準価格」の算出方法をご教示ください。（現在平塚市が公開している「調査基準価格算出シート」では、DB方式の入札に対応していないため）	「低価格入札に係る条件明示書」は適用されませんので調査基準価格や最低制限価格は設定しておりません。ただし、ダンピングの防止等を考慮し品質確保保証価格を設定しております。
6	評価の方法	7	第4	1					同じく「低価格入札に係る条件明示書」が適用されない場合、入札金額が予定価格を超過した者は失格とありますが、下限の最低制限価格はあるのでしょうか？	N05の回答を参照してください。

資料名	その他
-----	-----

番号	タイトル	該当 頁	該当箇所（見出し記号）						質問	回答
			見出し 階層1	見出し 階層2	見出し 階層3	見出し 階層4	見出し 階層5	見出し 階層6		
例	〇〇〇〇	7	第3	3	(3)	①	エ	A)	〇〇〇〇	
1	その他								<p>現地確認は行っても宜しいでしょうか。 ご指示願います。</p>	<p>一部の住戸内を含め、現地確認できる日を別途設定します。（※別添「現地確認の実施について」を参照のこと）なお、現地確認は居住者及び周辺住民の生活の支障とならない範囲で目視のみ（騒音、振動が発生する機械、工具類の使用不可）で行ってください。また、公道からの目視確認は、居住者及び周辺住民への迷惑にならないよう行ってください。</p>